

資料

1.蓮田市上下水道事業審議会 蓮田市水道ビジョンの策定について(諮問)

上水第361号
令和7年10月10日

蓮田市上下水道事業審議会
会長 采澤修八様

蓮田市長 山口京子



蓮田市水道ビジョンの策定について(諮問)

標記の件について、蓮田市上下水道事業審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

蓮田市水道ビジョンの策定について

2. 諮問の趣旨

蓮田市水道事業においては、国の新水道ビジョンで掲げられた「安全」、「強靱」、「持続」の3つの基本理念に基づき、安全で良質な水道水を将来にわたって安定して供給し続けるため、平成28年3月に蓮田市水道ビジョンの改定を行いました。改定から10年が経過し、施設の老朽化や耐震化による更新需要の増大、給水人口の減少による料金収入の減少に加えて、物価高騰による工事費や維持管理費の増加等、新たな課題が生じています。

このような状況の中、環境の変化や直面する課題に適切に対応し、安全・安心な水道水の安定供給と安定した経営を続けていくため、計画期間を令和8年度から令和17年度までとした蓮田市水道ビジョンの策定について、貴審議会に諮問するものです。

2.蓮田市上下水道事業審議会 蓮田市水道ビジョンの策定について(答申)

蓮田市水道ビジョンの策定について
答 申 書

令和8年3月18日

蓮田市上下水道事業審議会

上下審第8号
令和8年3月18日

蓮田市長 山口京子様

蓮田市上下水道事業審議会
会長 采澤修八



蓮田市水道ビジョンの策定について（答申）

令和7年10月10日付け上水第361号で諮問のあった蓮田市水道ビジョンの策定について、慎重に審議を重ね、その結論を得ましたので、下記のとおり答申します。

記

1 蓮田市水道ビジョン策定の必要性

本市水道事業は、当時蓮田町として昭和40年12月に創設の認可を受け、昭和43年6月の給水開始以来、人口の増加や産業の進行に呼応して、3度の拡張事業を経ながら、安全で良質な水を安定して供給するよう努めてこられたところです。

しかしながら、水道事業を取り巻く環境は、施設の老朽化、更新及び耐震化による更新需要の増大、物価高騰による工事費や維持管理費の増大、水道水源の水質リスクの増大、東日本大震災や能登半島地震などの大規模災害への危機管理対策、給水人口の減少による料金収入の減少など様々な課題が挙げられています。

本市水道事業においては、国の新水道ビジョンで掲げられた「安全」、「強靱」、「持続」の考え方にに基づき、今後も安全で良質な水道水を将来にわたって安定して供給し続けるため、「蓮田市水道ビジョン」（平成21年策定）の見直しを行い、平成28年3月に改定を行なっていますが、改定から10年が経過することから、計画期間を令和8年度から17年度までとした「蓮田市水道ビジョン」を策定する必要があります。

2 審議事項

今回作成した「蓮田市水道ビジョン（案）」は、水道ビジョンと経営戦略を統合したものとなっており、本市水道事業における最上位の計画として位置付けられています。

水道ビジョンとは、水道事業が直面する様々な課題に対応するために、水道事業として目指すべき方向性を定め、実現していくための方策等を明示した計画であり、経営戦略とは、経営の効率化及び健全化を図り、将来にわたって安定的に水道事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。

今回の蓮田市水道ビジョンは、これまで本市水道事業が行ってきた施策の状況や最新の財政状況、その他近年の事業環境の変化等を踏まえた上で、一体的に見直しを図るものです。

【将来の事業環境について】

蓮田市水道ビジョン策定にあたり、水需要の動向を見極めるため将来推計をしていますが、これによれば将来人口については減少傾向が続くことが予測されており、これに伴い有収水量の減少と、結果として生じる水道料金収入の減少が見込まれているため、事業経営はますます厳しくなっていくと考えられます。

また、本市水道事業の配水量の約9割を占めている県水の単価が、令和8年度から約2%上昇するため、現在の県水購入水量で試算すると受水費が1年間で税込み約9千万円増額になり、これが経営に多大な影響を及ぼすことが見込まれています。

施設の更新需要等の見通しについては、今後も重要管路を中心とした更新を計画的に進めていく予定であり、管路以外の施設についての更新需要も含めて、水道施設の健全度を保ちながら強靱化を図っていくために必要な今後の費用として、計画期間である10年間で約61億円が見込まれています。

【将来像と推進する実現方策について】

現行の蓮田市水道ビジョンでは、「将来にわたり快適で清潔な生活を支える、安全で安心できる水の安定供給」を基本理念として掲げています。

水道はライフラインの根幹であり、市民が快適で安心、安全な生活を営むために重要な役割を担っており、健全な水道を次世代へ引き継ぎ、将来にわたって安全な水を安定的に供給し続けていくことが水道事業の使命であり責務と言えます。

このことから、事業環境等が変化する現在においても、本市水道事業が目指す方向性に変更はないとして、今回においても基本理念及びそれに基づく基本目標及び基本方針は、現行の蓮田市水道ビジョンを継承した内容となっています。

今回設定した施策体系については、現行の蓮田市水道ビジョンにおける取組状況や、将来の見通し等を見直す中で課題を整理し、一部、追加や見直しが行われており、安全、強靱、持続という3つの基本目標に対し、3つの基本方針、8つの主要施策、10の実現方策、24の具体的取組が定められておりますが、それぞれ妥当なものとして認められます。

【経営戦略について】

経営戦略における収支計画については、現下の本市を取り巻く状況を踏まえ、将来の更新需要を基にした重要給水施設管路の耐震化等を進める前提で、決算値等をベースに物価上昇、人件費上昇、水需要の変動等を考慮した推計が行われています。

この収支見通しにおいては、早々に支出が収入を上回り、料金回収率が100%未満のまま推移することが見込まれています。また、これに伴って令和10年度には補填財源残高がマイナスとなり、事業経営の継続が困難な状態となることが予測されており、健全な経営を続けていくためには、財源確保に係る検討が必要であるとの考えが示されています。本経営戦略においてはこれらに対応するため、3つのケースでシミュレーションを行っています。

ケース①の条件設定は、

- (1) 令和8年度から17年度までの計画期間中、料金改定を1回実施する。

(2) 料金回収率100%、補填財源残高7億円をそれぞれ下回らない最小の改定率とする。

(3) 起債率の上限を60%とし、改定率が最小かつ補填財源残高が7億円を下回らない最小の起債率を年度別に設定する。

としたものです。

ケース②では、ケース①のうち(1)について、料金改定を2段階で実施するとしてうえて、(2)と(3)については同様の条件としたものです。

ケース③では、ケース①の(2)のうち料金回収率の最低ラインを105%とし、(1)と(3)については同様の条件としたものです。

当審議会において、これらを詳細に比較検討したところ、本市水道事業の持続可能な経営・管理を図るためには料金改定がやむを得ないものと判断され、ケース①では料金改定を1回にすることにより1回あたりの改定率が大きくなること、ケース③では料金回収率を105%とすることにより改定率が大きくなることなどの理由から、料金改定を2段階で実施することにより改定率の急激な変更を避けることができ、料金改定率が最も低く市民への負担が小さい、ケース②を最良案と考えます。

3 蓮田市水道ビジョンの検証結果

以上、「蓮田市水道ビジョン(案)」について審議を行った結果、最新のデータや指標から多様な観点で本市水道事業の現状および課題が整理されており、将来像と実現方策及び具体的取組の設定については、現行の蓮田市水道ビジョンで定めた将来像を踏襲しつつ、今後取り組むべき具体的な施策について必要な見直しが行われているものと判断されます。

経営戦略の見直しについては、現下の本市を取り巻く状況を踏まえ、近年顕著になっている物価高騰や将来見通しを勘案した投資財政計画の再検証が行われ、現状のままでは健全な事業経営を続けていくことが困難になる見通しを前提に、必要となる財源の確保策についてのシミュレーションを含めた検討がなされています。

また、PDCAサイクルに基づき進捗管理を行い、蓮田市水道ビジョンに掲げる実現方策等を着実に推進するためのフォローアップ体制も整ったものとなっているといえます。

以上のことから、当審議会において、「蓮田市水道ビジョン(案)」は、今後の本市水道事業を「安全」、「強靱」、「持続」に継続的に運営していく事業計画として妥当な計画であるものと判断します。

4 付帯意見

本答申をするにあたって、「蓮田市水道ビジョン」に示す事業計画の推進に際しては以下の意見について十分配慮されることを要望します。

- ・近年、PFOS・PFOAなど新たな有害物質が発生していることから、水道水の水質について十分留意すること。
- ・本市水道事業の有収率が低下しており、他水道事業と比較しても低い状況であることから、漏水防止対策等を強化し改善に努めること。

- ・本市水道事業の企業債残高対給水収益比率が、給水人口類似団体平均及び全国平均と比較すると低い状況にあることから、企業債の活用について検討すること。
- ・市民の皆様には水道事業の現状を知っていただくため、水道ビジョンをはじめ、水道事業についての情報発信を積極的に行うこと。

5 蓮田市上下水道事業審議会審議経過

回	日程・会場	議 事
第1回	令和6年度第2回審議会 令和6年7月4日(木) 蓮田市浄水場管理棟 新館2階会議室	蓮田市水道ビジョンの策定について
第2回	令和6年度第3回審議会 令和6年9月24日(火) 蓮田市浄水場管理棟 新館2階会議室	蓮田市水道ビジョンの策定について
第3回	令和6年度第5回審議会 令和6年11月29日(金) 蓮田市浄水場管理棟 新館2階会議室	蓮田市水道ビジョンの策定について
第4回	令和7年度第1回審議会 令和7年7月25日(金) 蓮田市浄水場管理棟 新館2階会議室	蓮田市水道ビジョンの策定について
第5回	令和7年度第4回審議会 令和7年10月10日(金) 蓮田市浄水場管理棟 新館2階会議室	蓮田市水道ビジョンの策定について(諮問)
第6回	令和7年度第5回審議会 令和7年11月20日(木) 蓮田市浄水場管理棟 新館2階会議室	蓮田市水道ビジョンの策定について
第7回	令和7年度第6回審議会 令和8年1月29日(木) 蓮田市浄水場管理棟 新館2階会議室	蓮田市水道ビジョンの策定について
第8回	令和7年度第7回審議会 令和8年3月18日(水) 蓮田市浄水場管理棟 新館2階会議室	蓮田市水道ビジョンの策定について(答申)

【資料1】

蓮田市上下水道事業審議会条例

昭和39年10月22日条例第34号

改正

昭和42年6月27日条例第20号
昭和51年7月5日条例第23号
昭和55年3月31日条例第7号
昭和56年3月30日条例第2号
昭和56年6月29日条例第11号
昭和62年6月25日条例第13号
平成2年9月28日条例第12号
平成18年3月28日条例第17号
平成18年10月3日条例第34号
平成19年6月29日条例第21号

(設置)

第1条 水道事業及び下水道事業の円滑な運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、蓮田市上下水道事業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の運営に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 水道及び下水道の使用者
- (3) 公募に応じた市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年6月27日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年7月5日条例第23号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第3条第2項の改正規定は、この条例施行の際委員となっている者については、なお従前の例による。

附 則（昭和55年3月31日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年3月30日条例第2号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年6月29日条例第11号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和56年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 現にこの条例の改正前に委嘱又は任命されている審議会等の委員の任期は、任期満了までとする。ただし、市議会の議員、助役、収入役、教育長及び市の職員で委嘱又は任命されている者の任期は、昭和56年6月30日までとする。

附 則（昭和62年6月25日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に在職する委員を有する審議会等については、当該委員の任期の満了する日の翌日からこの条例による改正後の条例の規定を適用する。

附 則（平成2年9月28日条例第12号抄）

1 この条例は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の蓮田市上水道建設審議会委員として在職する委員については、当該委員の任期の満了する日まで、改正後の蓮田市上水道事業審議会委員とみなす。

附 則（平成18年10月3日条例第34号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日条例第21号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

【資料2】

令和7年度 蓮田市上下水道事業審議会委員名簿

(敬称略)

委嘱期間 令和7年7月1日から令和9年6月30日まで

	氏名	備考
会長	采澤 修八	1号委員
副会長	秋山 敦	1号委員
委員	菊池 義人	1号委員
委員	鈴木 貴美子	1号委員
委員	中野 拓治	1号委員
委員	大澤 正見	2号委員
委員	小林 由美子	2号委員
委員	黒田 みどり	2号委員
委員	高橋 智	2号委員
委員	爪川 京子	2号委員
委員	富江 寛二	3号委員
委員	山崎 正平	3号委員

1号委員：学識経験者

2号委員：上水道下水道の使用者

3号委員：公募による委員

【資料3】

蓮田市長から審議会への諮問書

上水第361号
令和7年10月10日

蓮田市上下水道事業審議会
会長 采澤修八様

蓮田市長 山口京子



蓮田市水道ビジョンの策定について（諮問）

標記の件について、蓮田市上下水道事業審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

蓮田市水道ビジョンの策定について

2. 諮問の趣旨

蓮田市水道事業においては、国の新水道ビジョンで掲げられた「安全」、「強靱」、「持続」の3つの基本理念に基づき、安全で良質な水道水を将来にわたって安定して供給し続けるため、平成28年3月に蓮田市水道ビジョンの改定を行いました。改定から10年が経過し、施設の老朽化や耐震化による更新需要の増大、給水人口の減少による料金収入の減少に加えて、物価高騰による工事費や維持管理費の増加等、新たな課題が生じています。

このような状況の中、環境の変化や直面する課題に適切に対応し、安全・安心な水道水の安定供給と安定した経営を続けていくため、計画期間を令和8年度から令和17年度までとした蓮田市水道ビジョンの策定について、貴審議会に諮問するものです。